

# 令和5年湖北広域行政事務センター議会 第1回定例会 提出議案の概要

湖北広域行政事務センター

# 令和5年度湖北広域行政事務センター議会

## 第1回定例会 提出議案の概要

### 【当初予算】

* <u>議案第1号</u>	<u>令和5年度湖北広域行政事務センター一般会計予算</u> 予算概要書及び予算説明書のとおり
----------------	--

### 【補正予算】

* <u>議案第2号</u>	<p><u>令和4年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算（第5号）</u></p> <p>令和4年8月の災害豪雨により被害があった余呉一般廃棄物最終処分場管理道路復旧工事の財源について、一般財源（繰越金）を充当することとしていたが、以降の関係機関との協議を踏まえ、災害復旧関連の補助金及び地方債へ財源の更正を行うもの。（総額の変更なし）</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>国庫支出金（廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金） 4,616千円          組合債（廃棄物処理施設災害復旧事業債） 9,600千円          繰越金 ▲14,216千円</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">予算総額</th> <th colspan="3">更正内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>繰越金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現計予算額</td> <td>2,788,570</td> <td>17,085</td> <td>0</td> <td>240,570</td> </tr> <tr> <td>補正予算（第5号）</td> <td>0</td> <td>4,616</td> <td>9,600</td> <td>△14,216</td> </tr> <tr> <td>補正後予算額</td> <td>2,788,570</td> <td>21,701</td> <td>9,600</td> <td>226,354</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算総額	更正内訳			国県支出金	地方債	繰越金	現計予算額	2,788,570	17,085	0	240,570	補正予算（第5号）	0	4,616	9,600	△14,216	補正後予算額	2,788,570	21,701	9,600	226,354
区分	予算総額			更正内訳																				
		国県支出金	地方債	繰越金																				
現計予算額	2,788,570	17,085	0	240,570																				
補正予算（第5号）	0	4,616	9,600	△14,216																				
補正後予算額	2,788,570	21,701	9,600	226,354																				

【条例関係】

<p>* <u>議案第 3 号</u></p>	<p><u>湖北広域行政事務センター個人情報保護に関する法律施行条例の制定について</u></p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の地方自治体に係る改正規定が、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、個人情報の保護に関する規律が国の運用に一元化されることから、本センター条例を制定するとともに、湖北広域行政事務センター個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止するもの。</p> <p><b>【主な制定内容】</b></p> <p>法からの委任事項及び法の範囲内での独自規定のみを規定する。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表 旧条例と同様に、作成及び公表を義務付ける規定を設ける。</p> <p>(2) 開示決定等の期限に関する特例 法では、各種の請求に対する法定期限が 30 日以内とされているが、特例として旧条例と同じ期限を規定する。 （例：開示請求は請求のあった日から 14 日以内）</p> <p>(3) 開示請求に係る手数料等 現行と同じ交付費用を別表に規定する。 （例：A4 白黒 1 枚 10 円）</p> <p>(4) 湖北広域行政事務センター情報公開・個人情報保護審査会への諮問 審査会を設置し、諮問できる項目を規定する。</p> <p>(5) 運用状況の公表 旧条例と同様に、個人情報保護制度の運用状況を公表する。</p> <p><b>【関係条例の一部改正（引用条項の整理等）】</b></p> <p>・湖北広域行政事務センターの公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例</p> <p><b>【施行日】</b> 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>* <u>議案第 4 号</u></p>	<p><u>湖北広域行政事務センター情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について</u></p> <p>湖北広域行政事務センター個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、センター情報公開審査会と湖北広域行政事務センター個人情報保護審査会を一つに統合した湖北広域行政事務センター情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本センター条例を制定するもの。</p>

	<p><b>【主な制定内容】</b></p> <p>(1) 所掌事務 審査請求に係る諮問に応じた調査審議、センターの情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について意見を述べること等</p> <p>(2) 委員の定数、任期、守秘義務等 定数は5人以内とし、任期は2年とする。なお、現任期の残任期間（令和6年3月31日まで）を引き継ぐ。</p> <p>(3) 審査請求についての調査審議に係る権限、手続等</p> <p>(4) 委員の守秘義務違反に対する罰則</p> <p><b>【施行日】</b> 令和5年4月1日</p>														
<p>* <u>議案第5号</u></p>	<p><u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u></p> <p>職員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部が改正されたため、引用する条項の修正や整理等の軽微な変更が必要となる条例について、一括して改廃するもの。</p> <p><b>【一部改正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖北広域行政事務センター人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> </ul> <p><b>【廃止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖北広域行政事務センター職員の再任用に関する条例</li> </ul> <p><b>【施行日】</b> 令和5年4月1日</p>														
<p>* <u>議案第6号</u></p>	<p><u>湖北広域行政事務センター職員の定年等に関する条例の一部改正について</u></p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、センター職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえ、職員の定年等に関する必要な事項を定めるため、一部改正するもの。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 定年の引上げ 令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="451 1686 1390 1776"> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5～R6</td> <td>R7～R8</td> <td>R9～R10</td> <td>R11～R12</td> <td>R13～</td> </tr> <tr> <td>定年</td> <td>60歳</td> <td>61歳</td> <td>62歳</td> <td>63歳</td> <td>64歳</td> <td>65歳</td> </tr> </table> <p>(2) 役職定年（管理監督職勤務上限年齢制） 管理職にある職員は、役職定年（60歳）到達の翌年度以降は、管理職以外の職（主幹等）として任用する。</p> <p>(3) 短時間勤務（定年前再任用短時間勤務制） 60歳に達した日以降に退職した職員を選考により短時間勤務の職に採用する制度を設ける。</p> <p>(4) 情報提供、意思確認</p>	年度	R4	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13～	定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
年度	R4	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13～									
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									

	<p>対象となる職員への情報提供や意思確認について規定する。</p> <p>(5) 暫定再任用職員 定年引上げ期間中の暫定再任用職員（現行の再任用制度と同様の制度）について規定する。</p> <p>【施行日】 令和5年4月1日</p>
--	---

【その他の事件関係】

<p>* <u>議案第7号</u></p>	<p><u>特定事業契約の締結について</u></p> <p>新一般廃棄物処理施設整備運営事業契約について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく議会の議決を求めるもの。</p> <p>契約の方法      公募型プロポーザル方式  契約の金額      金53,605,272,238円（税込）  契約の相手方    滋賀県長浜市山階町455番地32  名 称            湖北ハイトラスト株式会社  代表者           代表取締役 坂上 浩之  契約の期間      湖北広域行政事務センター議会の議決があった日の翌日から令和28年3月31日まで</p>
-----------------------	---